

「協働」とは、市民と市が協力・連携してまちづくりに取り組むことです。市民と市による協働事業の実施や市民団体の育成など、協働を推進するために具体的な施策を実施することを定めています。

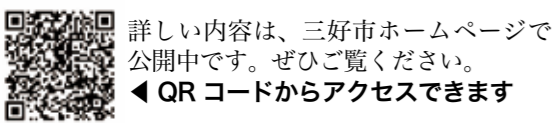
「協働」って何？
①市は、基本理念に基づいて、協働を推進するための施策を講じなければならない。

審議会等とは、法律や条例で設置が定められている審議会、施策に応じて設置される協議会や委員会、検討会、市民会議などのことです。
①では、審議会等が市民参加の機会となるように、市民委員には公募により選任された者に加えることを原則としています。委員の構成が偏らないように配慮することも求められます。

「市民参加」って何？
①市は、市民のまちづくりへの参加の権利を保障するため、多様な参加の手段を講じなければならない。

まちづくりの担い手とは、主に
①市民及び市は、郷土を大切にすることを育み、まちづくりの担い手の育成に努めなければならない。
②市は、あらゆる世代がまちづくりに参加できる環境を整備に努めなければならない。

「まちづくりの担い手」って何？
①市民及び市は、郷土を大切にすることを育み、まちづくりの担い手の育成に努めなければならない。
②市は、あらゆる世代がまちづくりに参加できる環境を整備に努めなければならない。



お問い合わせ先
三好市 企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

三好市まちづくり基本条例を紹介します
平成24年10月1日施行に向けて、三好市まちづくり基本条例を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。今回は「第5章 市民参加及び協働によるまちづくり」についてご紹介したいと思います。



「市民参加」って何？

「審議会等」って何？

「情報の共有と公開」って何？

に、地域のまちづくりに参加しコミュニティを支える役割を担う人を意味しています。まちづくりの担い手を育成するためには、郷土を大切にすることを市民と市が共に育んでいくことを定めています。

来月号も引き続き「第5章 市民参加及び協働によるまちづくり」について解説していきます。

市有財産の売却について

三好市では、次の物件を一般競争入札で売却いたしますので、購入希望者は三好市役所管財課までお問い合わせください。



～ 入札物件の概要 ～
場所 三好市山城町下川露口 1468 番他 5 筆
地目 山林（一部雑種地を含む）
地積 29,588 ㎡
最低売却価格 1,470 万円
備考 (株)山城もくもくの隣接地

お問い合わせ先 三好市総務部管財課 電話 72-7635

**地域防災組織育成助成事業で
防災資機材を購入しました**



財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業を活用し、白地防災会（池田町）は防災活動で必要となる防災資機材を購入しました。

この事業は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した自主防災組織またはその連合体が行う災害の被害防止活動および軽減活動に直接資するものの整備に関する事業を対象としています。

【購入資機材】発電機 2 台、マンホール対応トイレセット 1 式、特定小電力トランシーバー 11 台、リヤカー折りたたみ式 1 台、エンジン付カッター 1 台 その他防災用資機材 1 式



お問い合わせ先 三好市危機管理課 電話 72-7625

**就業構造基本調査に
ご協力ください**



この調査は、国が5年ごとに実施する重要な統計調査で、国民の就業および不就業の状態を調査し、各地域における就業構造の実態を明らかにすることを目的としています。
調査の対象は、全国の世帯から無作為に選定された約47万世帯に住む15歳以上の世帯員約100万人です。提出された調査票は、統計以外の目的に使用することは禁止されており、秘密は守られます。
お住まいの地域が調査対象となりました場合は、地域の世帯の確認のため、9月上旬から調査員が皆さまのお宅に訪問いたします。調査の趣旨をご理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。
調査時期 9月上旬以降
調査方法 県知事が任命した調査員が訪問し、世帯員などを尋ねます。
お問い合わせ先 三好市企画調整課 電話 72-7607